

家族信託口座の開設・払戻しに関する約款

1. 約款の趣旨

この約款は、家族信託の受託者が信託財産を管理するために飯能信用金庫（以下、「当金庫」といいます）に開設した口座について、受託者と当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2. 反社会的勢力との取引謝絶

この預金口座は、委託者、受託者、受益者（以下、「家族信託当事者」といい、契約当初の該当者だけでなく、後継受託者、後継受益者全てを指すものとします）が次の各項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、いずれか一つでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

（1）受託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

（2）家族信託当事者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から五年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（3）家族信託当事者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれに一つでも該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 預金の払戻し・解約

(1) 当金庫は、信託契約に基づいた払戻し・解約であることを確認するために、資金使途や口座の解約事由を聴取することがあります。

(2) 当金庫は、信託契約に基づかない払戻しを制限することができるものとします。

(3) 信託契約が終了する場合、この預金口座は解約するものとします。

(4) 家族信託当事者が上記2.(1)、(2)、(3)各号の一つでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または受託者に解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を当金庫より請求することができるものとします。

4. 免責事項

この預金口座から受託者が行った払戻しにより家族信託当事者に生じた損害等については、当金庫が通帳と印鑑またはキャッシュカードと暗証番号により払戻しを行った場合には、当金庫はその責めを一切負わないものとします。

また、信託当事者間で締結された信託契約書の内容について、当金庫は一切関知しておらず、当該信託契約を原因として発生した当事者間あるいは第三者との間で発生した紛争等につき、当金庫はその責めを一切負わないものとします。

以上
令和5年4月制定